

尾張旭市制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市が発注する建設工事、物品の購入及び役務の提供等（以下「工事等」という。）について、工事等の質の確保を図りつつ、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を高めるとともに、不良不適格業者の参入を防ぐため、一定の条件を付した制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するにあたり必要なことを定める。

(対象工事等)

第2条 対象となる工事等は、1件につき予定価格が、建設工事については130万円を超えるもの、物品の購入については80万円を超えるもの、役務の提供等については50万円を超えるものとする。ただし、役務の提供等のうち物件の借入れについては40万円を超えるものとする。

2 物品の購入、役務の提供等において、市内業者で調達可能な場合及び10業者以上参加可能業者を確保できない場合は、指名競争入札を選択することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が緊急の必要等により制限付き一般競争入札に付することが適当でないことを認めるときは、これによらないことができる。

(資格基準)

第3条 一般競争入札に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 尾張旭市工事等入札参加資格者名簿又は尾張旭市物品等入札参加資格者名簿に登載されている者で、対象工事等の公告の日から入札日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準じる措置を受けていない者
- (3) 建設工事においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受け、対象工事を合理的に行うための所在地に事業所を有する者
- (4) 建設工事においては、経営事項審査の総合数値が一定の数値の範囲内にある者
- (5) 対象工事等と同種の工事等について一定の施行実績を有する者
- (6) 建設工事においては、対象工事に配置を予定する技術者が適正である者
- (7) その他特に必要と認めるもの

2 建設工事において、前項第3号から第7号までに規定する事務所の所在地、総合数値、施工実績及び技術者については、対象工事ごとに尾張旭市入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）において定める。

3 建設工事において、入札参加資格者に特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を含める場合にあっては、前2項の規定は、企業体の構成員となることができる者の要件に準用する。

（工事等の公告）

第4条 一般競争入札の公告は、必要に応じてその概要を新聞等に公表する。

（設計図書等の閲覧等）

第5条 設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）については、公告の日から入札日までの間、閲覧に供する。

2 設計図書に対する質疑書の提出があった場合は、その質疑に対する回答書を閲覧に供する。

（資格確認申請書）

第6条 一般競争入札に参加することを希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。第1号様式）を提出しなければならない。

（資格の確認等）

第7条 市長は、前条による確認申請書が提出されたときは、委員会に諮り、その資格を確認する。

2 前項により資格を確認したときは、その結果を入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。第2号様式）により当該申請者に対して通知する。ただし、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すものとする。

（資格がないと認めた者に対する理由への対応）

第8条 前条第2項ただし書により資格がない旨を通知された者が、入札資格がないと認めた理由について説明を求める場合は、第3号様式による書類を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類が提出されたときは、委員会に諮り、その結果を書面（第4号様式）で回答する。

（入札の執行）

第9条 入札に参加する者は、入札資格があることを確認した確認通知書を持参しなければならない。

2 入札執行者は、第1回の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることができる。

（入札結果の公表等）

第10条 一般競争入札に付した工事等について、落札者の決定後、速やかに次の各号に掲げる事項を総務部総務課及び契約担当課において閲覧方式により公表する。

(1) 入札参加資格がないと認めた者及びその理由

(2) 執行調書

(委任)

第11条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、その都度委員会において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式（その1）（第6条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

尾張旭市長

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで入札公告のありました

工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、
下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当
しない者であること及び添付書類の内容については事実と相違な
いことを誓約します。

記

- 1 建設業の許可の写し
- 2 年度の経営事項審査結果通知書の写し
- 3 同種工事の施工実績
- 4 主任技術者等の配置予定者及び工事経歴

第1号様式（その2）（第6条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

尾張旭市長

殿

特定建設工事共同企業体

代表者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

その他の構成員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで入札公告のありました

工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、
下記の書類を添えて申請します。

なお、共同企業体の構成員が地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 建設業の許可の写し
- 2 年度の経営事項審査結果通知書の写し
- 3 同種工事の施工実績
- 4 主任技術者等の配置予定者及び工事経歴
- 5 特定建設工事共同企業体協定書の写し

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

尾張旭市長

入札参加資格確認結果について（通知）

このことについて、 年 月 日付けで申請のあった
工事に係る入札参加資格について、下記のとおり確認
したので通知します。

記

入札公告日	年 月 日	
工 事 名		
入札参加資格の有 無	有 ・ 無	
	入札参加資格が ないと認めた理 由	

入札参加資格が有ると認められた方は、入札時にこの入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

なお、入札参加資格がないと通知された方は、当市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日（ ）までに、尾張旭市総務部総務課へその旨記載した書面を持参提出してください。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

尾張旭市長

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

一般競争入札の参加資格がないとされた理由について
下記工事の入札参加資格がないとされた理由について、年 月 日
付け 第 号で通知されましたが、その理由についての説明を求めま
す。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者指名

様

尾張旭市長

一般競争入札の参加資格がないとした理由について（回答）
このことについて、 年 月 日付けで説明の求められた
工事に係る入札参加無資格理由は、下記のとおりです。

記

1 理由の説明